

条例・規則（高問協関係）

附属機関に関する条例	福井県高等学校教育問題協議会規則						
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項および第202条の3第1項の規定により、法律またはこれに基づく政令により置かなければならないものとされているものを除く福井県の執行機関の附属機関に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(知事の付属機関)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(教育委員会の附属機関)</p> <p>第3条 教育委員会の附属機関として、次のものを置く。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、附属機関に関する条例(昭和28年福井県条例第26号)第4条の規定に基づき、福井県高等学校教育問題協議会(以下「協議会」という。)の組織および運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、福井県教育委員会(以下「委員会」という。)が任命し、または委嘱する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 学識経験者 二 関係教育機関の職員 三 前2号に掲げるもののほか委員会が適当と認める者 <p>(任期)</p> <p>第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 委員は、再任することができる。 <p>(会長および副会長)</p> <p>第4条 協議会に、会長および副会長2人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 会長および副会長は、委員のうちから互選する。 3 会長は、会務を掌理し、協議会を代表する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ定める順位に従い、その職務を代理する。 <p>(会議)</p> <p>第5条 協議会は、会長が招集する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、または意見を述べさせることができる。 <p>(専門部会)</p> <p>第6条 協議会に、協議会から付議された事項を調査、研究するため、必要に応じ専門部会を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 専門部会に、部会長および専門部員若干人を置く。 3 部会長は、委員のうちから、専門部員は、委員または付議事項に関し識見を有する者のうちから、会長が委嘱する。 <p>(庶務)</p> <p>第7条 協議会の庶務は、教育庁高校教育課において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。</p>						
<table border="1" data-bbox="152 719 1081 932"> <thead> <tr> <th data-bbox="152 719 600 778">名 称</th> <th data-bbox="600 719 1081 778">担 任 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="152 778 600 855">福井県高等学校教育問題協議会</td> <td data-bbox="600 778 1081 855">高等学校教育に関する重要事項についての調査審議に関する事務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 855 600 932">(以下略)</td> <td data-bbox="600 855 1081 932">(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	担 任 事 務	福井県高等学校教育問題協議会	高等学校教育に関する重要事項についての調査審議に関する事務	(以下略)	(以下略)	
名 称	担 任 事 務						
福井県高等学校教育問題協議会	高等学校教育に関する重要事項についての調査審議に関する事務						
(以下略)	(以下略)						
<p>(委任)</p> <p>第4条 前2条の附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、法律もしくはこれに基く政令または別に条例に定のあるものを除くほか、当該執行機関の規則で定める。</p>							